

第 3 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録

(平成15年11月26日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第3回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録

1. と き 平成15年11月26日(水曜日) 14:00～16:53

2. ところ ホテル函館ロイヤル

3. 出席者

(1) 会長 函館市長 井上博司

(2) 副会長 戸井町長 吉澤慶昭 恵山町長 工藤篤
椴法華村長 船木英秀 南茅部町長 飯田満

(3) 出席委員(34名)

(函館市)

西尾正範
福島恭二
岩谷正信
小野沢猛史
佐藤幸太郎
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修
吉田崇仁
境樹弥
吉田悦也
砂子賢己
館山澄子

(恵山町)

石田徹也
斉藤明男
依田邦男
二木進
藤原靖孝
斉藤賢三

(椴法華村)

大津廣
田中孝司
中市敏樹
佐々木孫一
佐々木正俊
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹
杉林幸弘
樋口廣文
鎌田光夫
関根弘
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人 河合裕秋
長野章 金山正智

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事 務 局 長 近 江 茂 樹

事 務 局 次 長 梅 田 誠 治

函 館 市 福 祉 部 長 萬 年 敬 三

函 館 市 商 工 観 光 部 長 古 川 雅 章

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1 号 福祉事業の取扱いについて
 - 協議第 2 号 保育事業の取扱いについて
 - 協議第 3 号 病院事業の取扱いについて
 - 協議第 4 号 介護保険事業の取扱いについて
 - 協議第 5 号 商工観光関係事業の取扱いについて
 - 協議第 6 号 水道事業の取扱いについて
 - 協議第 7 号 教育・文化・スポーツ事業の取扱いについて
 - 協議第 8 号 町字名の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 9 号 慣行の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 10 号 国民健康保険事業の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 11 号 5市町村建設計画(継続協議)
-

午後2時00分 開 会

川越課長 本日は、ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、早速始めさせていただきたいと存じます。

まず、開会に当たりまして、本協議会の会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。井上会長、よろしくお願いいたします。

井上会長 それでは、第3回の協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変お忙しいところ、しかも今日からぐっと冷え込んで寒さも厳しくなっておりますが、ご出席を賜りましてまことにありがとうございました。

1回目、2回目いろいろとご審議をいただきましたが、どちらかといえば基本的な事項についてご協議をいただきましたが、今日3回目からは市民生活に直接かかわりのある、そういった事項についてご協議をいただくこととなります。資料も大変分厚い資料となっておりますけれども、申し上げましたように住民生活に直接かかわる事項がございますので、どうか活発なご議論をご期待を申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

川越課長 会長どうもありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては、協議会規約第9条第2項の規定により、井上会長にお願いしたいと存じます。

井上会長、よろしくお願ひいたします。

井上会長 それでは、早速議事に入らせていただきますが、最初に会議録署名委員の選任についてでございます。本日の署名委員は、恵山町議会議長の斉藤(明)委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、協議の第1号 福祉事業の取扱いについてお諮りをいたします。事務局から説明をいたさせます。

はい、どうぞ。事務局、どうぞ。

近江事務局長 それでは、本日の協議事項につきまして、協議第1号 福祉事業の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

1. 重度心身障害者、母子家庭等および乳幼児に対する医療費助成制度については、函館市の制度に統一し、老人に対する医療費助成制度については、現行のとおりとする。

2. 5市町村が実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、福祉事業の充実に努めるものとするご提案を申し上げます。

次ページをお開き願ひたいと思います。資料かなり多岐にわたっておりますので、なるべく簡略にご説明をしたいと思います。

まず、一番目の単独医療費助成制度の具体的な内容でございます。読み上げさせていただきます。

重度心身障害者、母子家庭等および乳幼児に対する医療費助成制度については、函館市の制度に統一し、老人に対する医療費助成制度については、現行のとおりとするということで、下の方に四角く大きくは4区分にわたりまして、5市町村の制度の違いを記載してございます。

まず、一番目の重度心身障害者の部分でございますが、ここでは函館市の制度が一番左側にございます。ここと比較して4町村の部分で違う部分だけ、ちょっと申し上げたいと思います。

戸井町の一部負担金、初診時の一部負担金、こちらにつきましては、戸井町で助成があるということでございます。

それから、椴法華村の所得制限の部分ですが、こちらにつきましては所得制限がなしということで、ここが函館市の制度と違う部分ですが、こちらにつきましては統一をしたいということで、ご提案を申し上げます。

それから、一つ飛んで母子家庭等の欄をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても戸井町につきましては初診時の一時負担金、それから椴法華村につきましては所

得制限がなしということで、重度心身障害者と同じような扱いでございますが、これも方針の方に統一をしたいという考えでございます。

それから、一番下の乳幼児につきましては、こちら初診時の一時負担金につきまして、函館市がなくて4町村にそれぞれあるということと、それからまた所得制限につきまして、椴法華村に所得制限がなしということで制度の違いがございますが、こちらの三つの部分につきましては、函館市の制度に統一をしたいということで、ご提案を申し上げます。

それから、上から2番目の老人の部分でございますが、こちらは函館市は現在68、69歳ということで、市独自の制度を適用してございますが、4町村にはこの制度がございません。現在市の方では、この見直しの検討をしているということで、こちらにつきましては現行どおりということで、見直し後につきましては5市町村で統一をしていきたいというふうに考えてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

次ページは各種福祉制度の部分ですが、具体的な内容を読み上げさせていただきます。

5市町村が実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、福祉事業の充実に努めるものとし、関係団体等との調整を図るということで、ご提案を申し上げます。大きくは4区分になってございます。

まず、最初の老人福祉制度ですが、こちらの方は、またこの制度の中を大きく5区分、五つに分けてございます。全部で福祉の関係89事業ございますので、順次この大きな部分だけ説明させていただきたいと思います。

まず、一番上の5市町村同制度のものということで、これは全く5市町村が同じ制度ということで、該当になるものは老人保護措置費ということでございます。

それから、制度内容が異なるものなどで函館市の制度に統一するもの、2番目ですが、こちらにつきましてはそれぞれ制度はありますが、若干、市、町村になって違いがあるということでございますが、これにつきましてはすべて函館市の制度に統一をするということで、合計で19項目この段にございます。

それから、下の次の太字でございますが、函館市独自の制度で函館市の制度を適用するものということで、これはいわゆる4町村にとりましては拡大という形になると思いますが、この2本の事業が対象になってございます。

それから4番目、制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するものということで、これはそれぞれの制度を当分の間生かしていくという趣旨でございまして、制度のあるところ、ないところもありますが、あるところについては、現行の区域でそれぞれ継続をしていくということで、記載の内容それから該当の市町村を記載させていただいております。

それから5番目ですが、町村独自の制度で見直しにより廃止するものということで、こちらにつきましては、町村の制度であったもので合併時に見直しをして廃止をするという

そういう項目で、こちらにつきましても4事業がそれぞれ記載をされております。

同様に2番目、障害福祉制度につきましても5市町村同制度のもの、それから制度内容が異なるものなどで函館市の制度に統一するもの、これは8事業がございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

それから、函館市独自の制度で函館市の制度を適用するものということで、こちらはどちらかというところと拡大という形になりますが、ここでは12の事業名を記載してございます。

それから、廃止するものにつきましては、町村独自の制度で見直しにより廃止するものということで腎臓機能障害者通院交通費助成、それから障害者通所交通費助成、それから就業支度費支給ということで、これらのものは合併に伴いまして廃止をしたいということで、ご提案申し上げております。

それから、大きな3番目でございますが、児童・母子寡婦福祉制度につきましても同様に、それぞれ五つの区分に分かれて記載をしております。3番目の函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの、こちらにつきましても8事業が載っております。

それから、一番下の町村の独自の制度で見直しにより廃止するものということで、戸井町におきまして新生児の記念品贈呈というものがありますが、これは合併に伴いまして廃止をしたいということで、ご提案を申し上げます。

それから、大きな4番目その他の福祉制度でございますが、こちらにつきましても五つの区分に分かれてございますが、4番目の制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するものということで、生活保護見舞金あるいは交通料金助成等は、それぞれの区域あるところということで函館市になってございますが、これは函館市のみで継続するという形で、ご提案を申し上げます。

それから、一番最後の廃止するものの部分では、戸井町の無縁仏の追悼式が挙げられております。

次ページをお開き願いたいと思います。

以下、事項は重複するのですが、主な部分だけご説明をさせていただきたいと思います。

まず、老人福祉制度にかかわって、2番目の制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一をするものということで、その一番最初に敬老祝金・長寿記念品ということで、これは高齢者の長寿を祝い、祝金あるいは記念品を贈呈する制度でございますが、4町村、市も含めまして、すべての市町村においてこの制度がございますが、年齢だとか100歳以上の部分を含めまして、多少金額とか記念品のあるなし等がございますが、こちらにつきましても、現行の函館市の制度に合わせたいということで、ご提案を申し上げます。

それから、次ページをお開き願いたいと思います。2ページになります。

上から3番目の部分ですが、在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付ということで、こちらにつきましても、函館市と戸井町それから恵山町、南茅部町につきましても、月で出ている金額と年の部分がありますが、市とその3町につきましてもは年額でいきますと7万

5,000円ということで同じ金額になりますが、榎法華村さんだけは年額で10万円ということで、ここの部分は市に合わすということで、年額でいきますと7万5,000円になるということでございます。

それから、関連して次ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

3ページの上の括弧の一番下になります。老人福祉センターでございます。この関係につきまして函館市は4施設、それから恵山町で1施設ございますが、現在函館市の利用料につきましては60歳以上が無料ということで、これも市の制度に合わすことによりまして、恵山町の60歳以上から64歳までは300円、それから65歳以上は200円という、そういう現行の利用料金ありますが、これは無料になるということでございます。

その他の欄につきましては、これまでの料金がそのままかかるという形で、ご認識いただきたいと思います。

それから、同じく3ページの一番下の欄になりますが、制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するものということで、これはそれぞれ継続して事業を行うということですが、この中で真ん中2番目の高齢者入浴等優待事業ということで、こちらにつきましても先ほどの上のところでご説明しましたが、函館市の老人福祉センターの利用料につきましては無料でございますので、恵山町の現在65歳以上、年間12回分の利用券の配付につきましても函館市の制度に合わすということで、ここは無料になるということでございますので、継続した場合はそういう扱いになるということで、ご認識いただければと思います。

それから、4ページをお開き願いたいと思います。

一番上の四角でございますが、老人福祉制度の中の敬老会、二つ目の項目でございますが、こちらにつきましては、それぞれ引き続きやっていくということで、恵山町と榎法華村さんについては、現在この敬老会の事業を実施中でございますので、こちらにつきましては合併後も引き続き継続していくということでございます。

それから、一つ下の見直しにより廃止するものということで、4事業ございます。高齢者の食生活改善事業から高齢者生きがい・健康づくり推進事業という4事業がございますが、こちらにつきましては函館市がなく、4町村につきましてはあるところ、ないところございますが、一応これは廃止をするということですが、参考までに下の方に在宅福祉ふれあい事業ということで、この廃止した事業につきましては同様の事業がこのふれあい事業の中で対応できるということで、そういう部分で廃止をして、在宅福祉ふれあい事業の中で反映をしていくというふうにご考えてございます。

5ページをお開き願いたいと思います。

2番目のこの障害福祉制度にかかわっての部分ですが、一番下の欄をごらんいただきたいと思います。5ページの一番下の欄、障害者社会参加促進事業ということで、こちらにつきましては、函館市と戸井町が現在制度を有してございますが、恵山町以下につきましては、この制度がございません。これは函館市に合わすということで、現在実施をしてい

る戸井町のメニューよりも函館市のメニューがまだ多いということで、これらが適用されるということで、ご認識いただければと思います。

それから、6ページをお開き願いたいと思います。

障害者福祉制度の中で2番目のこの函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するものという中で、项目的には上から3番目、車椅子貸与。こちらにつきましては、現在市は制度として有してございますが、町村はそれぞれなしということですが、実態といたしましては恵山町、楸法華村、南茅部町につきましては、この車椅子の貸与につきましては、社会福祉協議会で実施をしているという、そういう状況でございます。

さらに7ページをお開き願いたいと思います。

7ページの町村独自の制度で見直しにより廃止するものということで3事業、先ほども述べましたが、まず一番目、腎臓機能障害者通院交通費助成。これは人工透析が必要なために、自分のまちではなくて他の市町村に通院する場合に交通費の一部を助成しているという制度でございます。

それから、2番目は障害者通所交通費支給。それから3番目、就業支度費支給ということで、この三つの事業につきましては、合併時に見直しをして廃止をしたいということで考えてございます。

それから、8ページをお開き願いたいと思います。

大きな区分の児童・母子寡婦福祉制度でございますが、2番目の制度内容が異なるものなどで函館市の制度に統一するものということで、遺児手当がございます。こちらにつきましては、現在函館市と恵山町が実施してございますが、函館市に合わすことによりまして、さらに手厚い、そういう内容になるということで、ご認識いただければと思います。

それから、9ページをお開き願いたいと思います。9ページの一番下の欄でございます。

先ほども説明をいたしました、町村独自の制度で見直しにより廃止するものということで、戸井町につきまして新生児への記念品の贈呈。これにつきましては、合併を契機に廃止をしたいということで、ご提案を申し上げます。

それから、10ページをお開き願いたいと思います。

10ページは大きな区分でいきますと、その他福祉制度ということでございますが、このうちの2番目の制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するものということで、一つ目の事業でございますが、民生委員協議会の負担金がございます。こちらにつきましては、北海道から年額で20万6,680円が支給されておりますが、加算額としてそれぞれ5市町村で金額を設けてございますが、こちらにつきましては、函館市の部分でいきますと25方面対象がございますが、1カ所につきましては道の支給に3万6,000円ということで、それぞれ4町村につきましては1方面という形の中で、ここは金額的には函館市の制度に合わすことによりまして、加算額の一部はかなり減額になるということですが、これは市の制度に統一をしたいということで、ご提案を申し上げます。

その他につきまして最後のページになりますが、11ページをお開き願いたいと思いま

す。

11ページの制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するものということで、これはそれぞれの制度を実施していくという形ですが、この中で交通料金助成。こちらにつきましては、函館市がこの制度として現在とっていますが、4町村につきましては、この制度がないということで、市の単独助成の制度でございますが、こちらにつきましても現在、見直しを検討してございまして、この見直し後の推移を見ながら4町村の統一した形の中で内容を決めていきたいということで、現行の部分では、それぞれ函館だけがこれを有しているということで、合併度には一応これで継続をする、そういう内容でご提案を申し上げます。

以上、福祉関係、事項でいきますと89項目ですが、大きくは4区分に分かれ、さらにその制度内容につきましては5区分に分けた中で、雑駁でございますが説明をいたしました。ひとつよろしくご協議願いたいと思います。

以上です。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま89項目ですね、一括ご説明をいたしまして、全部見切れないのではないかと考えておりますが、非常にボリュームあります。しかし、身近かな問題ですから、どうぞ遠慮なくご発言いただきたいと思います。ご質疑、ご意見ございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

はい、山鼻委員。ちょっとお待ちください、マイク差し上げます。

山鼻委員 一番最初でございます。1ページでございますが、単独医療費助成制度の件でございます。

私ども福祉に携わる者、一般住民との問答の中では、たとえ合併しても福祉サービスに対して現行よりも絶対低下させないようにしていますよと、こういう回答をしておりました。恐らくこの資料は任意合併協議会を経て、今、法定協議会に入っていると思いますが、それぞれの行政の長たる人方の目は通されている調整の書類だと思っております。

まず、1ページ目の老人の対象に対して、函館市は68歳、69歳、市独自の制度を適用と、こうなっています。よその町村はない。では、市独自の制度というのはどういう制度で、ほかの市町村がやっていない、ほかの町村が行っている道制度の適用というのはどういうのであるか、その違いを教えていただきたいと思います。

井上会長 お一つでいいですか、とりあえず。

山鼻委員 1点だけでいいです。

井上会長 はい、それでは事務局、説明願います。はい。

近江事務局長 2番目の老人にかかわってのお尋ねでございます。函館市が市独自の制度ということで68歳、69歳でございますが、道制度につきましては65歳から69歳まで。こちらにつきましては所得制限あるいは世帯要件というものを備えておりますが、函館市につきましては、さらにその独自の制度として68、69歳の適用をしているとい

うことでございますので、そういう違いということでご理解願えればと思います。

山鼻委員 道の方は65歳から。

井上会長 から69歳まで所得制限がついて。

山鼻委員 65歳から。

井上会長 65歳から69歳までですね。

山鼻委員 69歳まで。

井上会長 それは、4町村はそれやっています。その制度を使っている、4町村は、函館は68、69歳で所得制限がないということなのです。それをそのままやっています、合併してもそのまま当分いきますよという意味なのです、ご提案は。

山鼻委員 そうですか。

井上会長 はい。

山鼻委員 先ほど函館市の制度は廃止して、道制度に並びますと、こういうふうに関心したのだけれども、違うのだ。

井上会長 そうではないのですね。

山鼻委員 そうですか。

井上会長 本当は、こうやった方が早い。事務局どうぞ。

近江事務局長 市の部分は道制度に上積みをしているということで、ご認識をいただければなというふうに考えています。道制度で設定している例えば世帯要件等につきましては68歳、69歳では函館市の部分でいきますと、この要件には該当しない、区分が当たらないということで、上積みしているということでのご認識いただければと思っています。

山鼻委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

井上会長 はい、討議よろしいですか。山鼻委員、あとよろしいですか。

山鼻委員 はい、よろしいです。

井上会長 はい、それでは他に。

熊谷委員の方が早かったですか。どうぞ。

熊谷委員 南茅部町の熊谷でございます。

障害福祉制度の7ページの腎機能障害者に対する交通費助成金の見直しによる廃止について、これについてでございますけれども、今現在、南茅部町も含めて恵山町、椴法華村、これで12名の対象がいるわけですね。そんな中で、南茅部町は特に平成の14年にこの制度が発足いたしまして、現在その対象者に支給、道の補助も含めて町も助成していると、こういうことで大変喜ばれている現状にあるわけでございますけれども、それが廃止されることによって、対象者そのものは函館市の医療機関において治療を行っているのが現状でございます。

そうする中でそれを廃止するということになると、結果的には対象者が負担増になると、こういうことも含まれることによって、その対象者が実際には所得税の非課税の世帯が多いわけでございます。これは南茅部町、それから椴法華村、恵山町、この対象者に負担に

なるような制度の廃止ということにはならないのではないのかな、こんなふうにも思っています。そういうふうに皆さんに喜ばれている、一部の人でありますけれども、そういう障害を持った人たちにマイナスになるようなものの制度の廃止ということについては、いささか疑問を感じている1人でもございます。

ですから、南茅部町とすれば、そういう人たちを救済するためにその制度は何とか残していただけないものかな、こんなふうにも思っています。

それで、合併したときの平成14年度の数字をもとにして、ちょっと試算してみたのですが、3町あわせて12名の交通費、では幾らになるのだと。大体年額130万ぐらいで埋まるのではないのかなと、こんなふうに出してみました。函館市の財政の中で130万、多いのか、少ないのかということになりますと、これまた議論も分かれるところでございますけれども、弱者救済という意味での制度は、できる限り残していただきたいなということで継続審議ということでさせていただきたい、こういうふうにも思っています。

井上会長 はい、ありがとうございます。

継続審議にするかどうかは別にして、前段のご意見は十分拝聴させていただきたいと思いますが、事務局で何か、いやいや、福祉部長でない方がいいわ。事務局長、コメントして。

近江事務局長 それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

この制度を廃止するに当たりまして各部会といえますか、そちらの方で4町村の担当の課長さん、それから助役さん等も含めまして協議をさせていただきました。

ただ、今、熊谷委員さんからのご指摘の部分ございまして、予算措置の部分でそんなに大きい数字にもならないということも議論の中でございまして、ここの部分につきましては一応廃止するというところで、事務局とすれば部会からの案を受けながらご提案をさせていただいたところでございますけれども、今の事情等を踏まえまると、もう少し協議の必要があるのかなというふうな思いはいたしております。

井上会長 はい、そのように。ご発言ありますか。はい、どうぞ。

熊谷委員 今の事務局長さんの方からそういう答弁でございますけれども、もし万が一これが廃止されるという方向づけがなされた場合に、その代替としてそれにかわるべく救済するそういう制度というものも適用の範囲内の中で考えていただければなと、こんなふうにも思っております。

よろしく願いいたします。

井上会長 はい、ありがとうございました。

それでは、そのように検討させていただくということにして、はい、中市委員どうぞ。

中市委員 榎法華村の中市でございます。

制度内容が異なるもので、当分の間、現行の区域で継続をするものとの表現がございませう。福祉事業全般の中でも各市町村においては、地域に定着しているものや、あるいは町村では政策としているものもあります。

そこで伺いたいのではありますが、当分の間との表現なのですが、どのような背景からこのように落ち着いていったのかということ、ちょっと伺いたいと思います。

井上会長 はい、これは3ページのことですか。そういうことでよろしいですか。

中市委員 はい。

井上会長 それでは、事務局、説明、はい。

近江事務局長 制度の区分の中で当分の間、現行の区域で継続するものという、その表現の中身の当分の間の考え方ということでございます。

将来的には統一をしていきたいという思いの中ですが、先ほどご指摘のとおり、それぞれの地域の特色ある制度ということでもございまして、私どもこの当分の間、間というのは、合併特例法でいきますと大体5年というのが一つの区切りといいますが、目安、いろいろな不均一だとかそういうことも含めまして、合併後5年間の中で制度をなるべく統一していこうという、そういう思いもございまして、あえて年月というか、年数は入れませんでしたけれども、当分というのはそのくらいの期間の中でということで考えています。

ただし、事業によりましては、もう少し早くできるものとか、場合によってはもう少し5年以上経過しながら検討していくものもあろうかと思いますが、おおむね5年程度の間で統一をしていきたいなという、そういう思いで表現をさせていただいております。

井上会長 中市さん、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、どなたかほかにご発言。はい。

熊谷委員 南茅部町の熊谷です。たびたび申し訳ありません。ちょっと私わからないところあるので、そのことでちょっとご質問したいのですけれども、教えていただければ。

老人福祉制度の敬老会についてなのですが、私、町内会連絡協議会長もやっておりますので、4ページですね。4ページの上の欄でございますけれども、函館市とすると一本化した形の敬老会というのはやられていないと聞いてございます。

ただ、南茅部町の場合も一本化した形の中では行っておりませんが、各町内会、8町内会、一つ地域ごとに行っております。それに対して社会福祉協議会の赤い羽根共同募金の方から敬老会費用の一部として助成をいただいております。

ただ、函館市の場合は、そういう助成の有無ですね。これがあるのか、どういうふうな形になっているのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいなと。よろしく願いいたします。

井上会長 はい、それでは、事務局。ちょっと待ってくださいよ。お答えでしょう。それはやっぱり事務局からさせていただきます。

近江事務局長 それでは、今の件についてお答えをさせていただきます。

敬老会の実施につきましては、町会単位で実施をしているということで、それに対しまして市の方で特に助成をするという、そういう体制には現在はとっていないということでございます。

井上会長 はい、よろしいですか。どうぞ。

それでは、ほかにご発言がございますでしょうか。項目90ぐらいありますから、今日これで決めるというのは難しいと思っておりますが、細かい部分でもご質問があれば、あるいはご意見も含めていただきたいと思えます。

はい、斉藤委員。

斉藤(明)委員 4ページなのですけれども、一番上の福祉バスの運行というような項目があるのですけれども、函館市を除いた4町村それぞれバスの運行をしているわけなのですけれども、先ほどのちょっと質疑の中で、将来的には大体5年くらいの目安、それ以降は地域の需要によってまた再度考慮するという事なのですけれども、大変これ、地域にとってそれぞれ政策的な意味合いも含めたものだとして解釈しているのですけれども、とりあえず5年間はこういうような方向で行くと。たまたま、その5年以内にバスの代替なんかありますと、果たしてそれ、どのようになるのかなと、こういうような危惧も感じるので、その辺どのように考えているか、お願いします。

井上会長 はい、事務局。

近江事務局長 福祉バスの運行にかかわってのお尋ねでございます。

なかなか4町村の部分で申しますと、函館市内と違まして交通事情も限られているということで、この福祉バスの運行の利用につきましては、地域の特にお年寄りの方は非常に貴重な交通機関ということでお聞きをしております。そのような意味でも現行の区域で継続をするということでの区分の中に入れていただいておりますが、ここの部分で先ほど当分の間の一つの5年というお話をさせていただきましたけれども、やはり内容と申しますか、実施状況によりまして、そこら辺は弾力的にやっぱり統一の部分については考慮していかなければならないのかなというふうに考えてございますので、何が何でも5年でという形では今の部会等も含めて考えておりませんので、そこら辺は多少、柔軟なそういう扱いの中で、この先も進んでいくのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

井上会長 はい、斉藤委員。

斉藤(明)委員 よく理解はできるのですけれども、ただそういうものをあいまいにしながら、前回出ました財政シミュレーションとか、また財政の推計というのは12月中に出るといふような、こういう話でございますけれども、その辺のところあれなのでしょうか。推計するということになりますと、その辺もある程度はっきりしておかなければ、なかなか大変なのかなと、そういう気もするので、その辺もお願いします。

井上会長 はい、事務局。

近江事務局長 再度のお尋ねでございますが、現在4町村それぞれバスを所有されているということで、この事業をやるために改めてバスを導入することになると、財政的な部分が出てくるのですが、私どもは現在それぞれ町村でバスを所有されながら運行されていると、そういう前提の中で考えてございますので、特にこの制度が新たな大きな財政負担という観点からはとらえておりませんので、そういう意味でもこれまで続けてきた

事業として、この先もやはり継続していただきたいという思いの中で、それぞれの地域で継続していきたいという、そういうくくりのまとめの欄に入れさせていただきました。

財政負担の部分で申しますと、そこはそんなに大きな形ということでは、事務局としては考えてございません。

以上です。

井上会長 では、ちょっとお待ちください。斉藤委員、いいですか。とりあえず。

斉藤(明)委員 ちょっとその辺が煮え切らないようなこういう話なのですけれども、ではあれですよ。現状のままでバスを運行して、大した財政的な負担にもならないと、こう言いますが、その辺がどうもあいまいだと思うのですよね。

そうすると、今の現状のバスをそのまま、では10年でも15年でもそのまま使うのかどうか。また結構、恵山町は別ですけれども、ほかの町村は結構2,000万円、3,000万円するようなこういういいバスを持っているのですけれども、それが市にとっては大した財政負担にならないと、そういうことで、その辺については臨機応変に買ってもいいですよというようなことになるのでしょうか。

井上会長 私からちょっとお答えしますが、今4町村一括合併ですよ。それぞれ定着するまでは支所単位での行政運営がなされていくということになりますから、そういう含みで当分の間ということでの事業も幾つか織り込まれていると、こういうことでございます。

そうした中で、今の福祉バスについては、今のバスがすぐ活用できるということで、当分の間は継続するという扱いになっていますが、斉藤委員のおっしゃるように耐用年数が来たときに3,000万円ぐらいのバスを買ってすぐやれるのか、やらないのか、今ここで言えとおっしゃられても、支所長さんの権能をどうするかといった問題も含めて、まだ詳細な議論をしなければならぬ部分ありますから、この法定協の中でそこまで詰め込むというのは、なかなか難しいのではないのかなというふうに思います。よくその辺は町村長さんとも協議をしながら対応について、だから事務局が言っているように弾力的に考えますと。では、それは5年なら5年、6年、10年きちっとしるとおっしゃられても、なかなか難しいなというふうに考えます。

それから、函館市として申し上げれば二、三千万というのは大変な金額であるということ、あえて申し上げさせていただきたいと思います。そういうことで、一つご理解いただければと思います。

はい、杉林委員。

杉林委員 私は11ページの制度が異なる中で当分の間、現行の区域で継続するものの中の交通料金助成制度というのが函館市にある。これらの活用自体が、これまで質問で出ておりました例えば腎機能障害の方の交通費助成であるとか、今の福祉バスの運行であるとか、そこら辺とかかわってくる部分だろうなと思って気になっていたのです。一見この制度内容を見ますと、例えば腎機能の方であれば障害者の中で救済が可能なのか。あるい

は高齢者の方で、これらの処遇も後々は救えるようになるのか。

それと、当然この項目の上にも当分の間という字句が入っていますので、先ほどの答弁を聞いていると、当分の間というのは5年間の中で調整できるものということを示しているということになれば、この制度自体もそういう考えのもとで進めていくというのであるか、そこら辺をちょっとひとつ確認しておきたいなと。

井上会長 はい、それでは事務局。

近江事務局長 福祉部長、今日参っていますので、そちらの方からお答えをさせていただきたいと思います。

万年福祉部長 それでは、交通料金助成にかかわりまして、先ほどの腎機能障害とのかかわりでのお尋ねでございますが、この交通料金助成制度、これは障害者の方について、すべての方についてなのですが、2分の1の料金を助成するという制度でございます、現在この制度見直し中でございます、見直し後その制度を全町村にといいますか、合併後の地域に適用するということになると思いますけれども、お尋ねの先ほどの腎機能障害とのかかわりでいけば、確かにそういった部分での、一部そういった部分での代替といいますか、そういった機能は持てると思うのですけれども、やはり先ほどの腎機能障害の部分とは、やはり別制度といいますか、そういうとらえで検討した方が、この交通料金助成制度総体の考え方からいたしますと適当ではないかと考えております。

以上でございます。

井上会長 はい、杉林委員。

杉林委員 たしか現在の腎機能のこの交通費助成に関しては、道の要綱の中では市町村区域を超えて、いわゆる通院する場合と、こういう項目がある中で、今まで合併しないときは他市町村だから函館市の病院に来るときには助成もらっていたと。今度一つの市になると、同じ人が距離も変わらないのにもらえなくなると、助成を受けられなくなるという、そういう事情がやっぱり根っこにあるのだけれども、何とかこういった市にある制度の中で救ってもらえるものであればというふうな検討を願いたいなと。

いずれにしても先ほどからでてきている福祉バスの関係も含めて、これらの制度については見直しというふうにご理解してよろしいわけですね。

井上会長 事務局ありますか。はい、それでは事務局。

近江事務局長 再度お尋ねいただきましたこの交通料金助成の関係は、制度として今、大きく見直しをしていきたいということで、これは合併にする、しないにかかわらず市の大きな課題の一つになってございました。これらに付随しているいろいろな今の腎機能の方の例もございましたので、そこら辺もあわせながら、また検討させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

井上会長 ちょっとお待ちください。

時間がかかるのだったら、今日は副支庁長さん、渡島支庁副支庁長さんがおいでですから、この腎臓機能障害、この関係の道の制度について、ちょっとお話を承りたいと思いま

す。

河合委員(副支庁長) 道の制度については、私もちょっと今すぐに詳細を承知して申し上げることができないのですが、いずれにしてもこの腎機能障害の交通費、それから先ほどの福祉バス、それから市がやっておられる単独の交通費助成、こういうもの全体を総体的に考えないと、1個ずつで考えていくと何となくそうかなという気はしますが、福祉バスというのも、いわゆる路線バスみたいなふうにして使われているわけではなくて、やはりまちの高齢者の方、あるいは障害の方、あるいは教育委員会なんかが集団でいろいろなところへ参加したりするときに、貸し切りバスのような格好で利用したりするということがありますし、ですからそれを市がやっておられる交通費助成と一緒にくくめて考えるわけにもなかなかいきませんし、それからこの腎機能の通院交通費助成というのも長い間いろいろのこと、議論を経ながら政策的に取り組みられてきたものでもありますし、そこら辺全体をうまく、足をどうやって確保するかと、市民の方のということで、並べてみて先ほど会長さんがおっしゃっておられましたけれども、もう少し検討を加えるというふうにするのがよろしいかというふうに思いますが。

井上会長 はい、ありがとうございます。

事務局、いいですか。はい、では統一見解で。はい、どうぞ。

近江事務局長 再度お尋ねでございます。

トータルでいろいろ事例出ていましたが、腎機能を含めまして、まず制度とすれば道制度そのものをとすれば乗れないという形、対象にならないということですが、現実問題、今、現時点では他市町村に行った場合の適用が、例えば南茅部町さんであればなされているという、そういう実情もございますので、道制度の部分でなくて、それはまた別な部分で特出しといいますか、そういう形の制度として考えていかざるを得ないのかなというふうには思っておりますので、新しい自治体として5市町村が一つになった場合には、あくまでも1自治体の中ということなものですので、そこら辺は別な観点で考慮が必要かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

井上会長 はい、よろしいですか。暑くなってきましたから、どうぞ上着お取りになって。

他にご発言ございませんか。

はい、早かったです。山鼻委員、はい。

山鼻委員 総括的に申し上げたいのですけれども、私ども函館市民も4町村の人方も住民にとって一番神経使うのは、この合併の問題で神経使っているのは不屈の問題だと思っております。最初に申し上げましたとおり、現行のサービスを低下しないように頑張りたいと、こういうふうなことを皆さんは、委員の人方はみな、きちりしていると思います。

そこで、合併してよかったなという印象、これは函館市でやっているのにもかかわらず、ほかの町村はやっていないというサービスの行き届かない点もあります。

そしてまた、郡部の方でやっていながら函館市はできない、そんな場面もございます。私は一言で申し上げまして、合併してよかったなという結果にしてほしい。まず、函館市民は現在28万ちょっとになりましたが、もともとは30万都市でした。30万時代に行ったサービスがずっと現在もやってきたと思いますよ。それが今、1市4町合併になって30万ちょっとになるのだから、もともと函館市の30万体制でサービスをやっていた方が、4町村の方でやっていないサービスも函館市はやっているというのが多い。

そういう意味で、どうか合併の暁には郡部の人方もよかったなというふうな感じ、そして私ども函館市民と同じ思いで、同じ行政のもとで福祉サービスを受けられる、そういう体制に持っていくなれば、福祉関係万歳だなど、こう思っておりますので、どうぞ各支庁の人方、行政の責任者の方々は、ここ一番この方向に、ほかのことを減じて福祉の面ではひとつバッテリーを上げてほしいなど、こう願ってやみません。

井上会長 はい、大変ありがとうございました。

はい、それでは岩谷委員。

岩谷委員 この福祉事業で、それぞれの市町村で制度的にあるもの、ないもの、それを函館市に統一するもの、廃止するもの、当面独自的に継続するものと、こういうふうに分けて今お話がされていまして、函館市独自にある制度で他町村にないもので函館市に、これはそうすると、各4町村はそういう意味で福祉の拡大ということになるのでしょうかし、またそのための一定の財源が函館市は新たに必要になるというものと、逆に今、町村がやっているもので廃止をするというものがありますが、それはある程度また削減というところで、プラスマイナス増減で幾らか市としては増ということになるのかもしれませんが、そこで今ちょっと話を、特に福祉バスだとか、いろいろなことについて、ちょっとお話ありました。これは、たまたま腎機能の関係で4町村の管内にそういう医療機関がないと、大変御苦労をされて、この人工透析だということになると最低で週1回、多い人は週の3回ということになると、人数は少ないようですが、本人にとってはかなり負担が大きいということは、その立場に立ってみると、よくわかるような気がします。

今、バスの問題いろいろと出ていたのですが、他にこれは腎機能だけの問題ではなくて、町村合併を考えて一つの物差しとして、同じ人口が函館市街地にずっとつながっているというのであればそうでもないでしょうけれども、これだけ山越えて分散をしているところと一緒になるということになると、基本的には地理的な問題からいって交通のアクセス、住民の足をどうするかと。福祉の問題もそうですし、また、あるいは通学だとか、いろいろなことなんかもあるので、これから出てくるのかもしれませんが。

ですから、そういう個人的な自立性といっても、個人が負担しなさいといってもちょっと地理的に条件、無理があると。これは何らかの行政として手当をしてあげなければならぬというものだというふうに思いますね。

ですから、これは基本的にどうするかということは腎機能だけの問題でなくて、他の分野も含めて住民の足だとか、そういうものの関係をどうするかという物差しが一定程度、

これ必要ではないのかなというふうに先ほどの話ちょっと聞いていましたので、そういう点で、とりあえずは今、お話では当面継続してほしいというのと継続するというものがありますが、その辺ちょっと整理をされた方がいいのではないかと。これはその他の問題でも出てくるような気はします。

それと、当面各町村の独自の制度事業について、継続しますということでのやりとりの中で、一応この合併特例法に基づいて5年をめどですよという事務局からお答えがあって、どうもはっきりしないのではないかという発言も今ありましたのですね。やっぱり2年ないし3年、5年目安とすれば2年、3年そのまま継続して実施をしながら、5年をめどで見直しをすると。見直しをする結果、このまま必要だというものについては継続するし、いや、これはやっぱり5年で廃止してもいいのではないかというものであれば廃止ということ。そういうことで事務局で答弁をされたと思うのですが、この辺ははっきり線を引いておいて、そうしなければ、ただ継続だという状況で結果的に住民にとっては不安があったり、いつどうなるかわからないということであれば、これは福祉だけの問題でなくて、他の事業分野、項目なんかでも継続というのは出てくるとは思いますが、その辺の物差し、先ほど事務局から説明されて、それでいいのだと思いますが、その辺よりはっきりしておいて、それも5年をめどですから、2年、3年継続した状況を見て見直しの議論をしよう。そのときは各町村、地域の声も十分聞いた上で5年をめどに見直しをしようというのであれば、そういうことをきちんと確認というのか、何らかの文書化なり整理された方がわかりやすいのかなというふうに感じました。

それと今、渡島副支庁長さん、ちょっとお話をいただきました。私はやっぱりこの項で申し上げる、どこで申し上げるかなと思っていましたが、市町村合併、そして北海道の場合は広域、距離的に非常に大きいところで合併しなければならない。地域が離れているということに大変な行政コストがかかるということだと思いのですね。

したがって、そういうものに対して今、道が補助を出していましたが、各町村に。しかし、これは合併すれば同じ行政区域の中ですから、原則は現在の道の制度からいけば廃止なり適用されませんよということではいかがだというふうに思います。

したがって、これはやっぱり合併、この協議会として、それについてはきちんと道の方に継続なり十分配慮してもらおうということ、きちんと正式に要請をしてしかなるべきでないかというふうに思います。

したがって、そういうものなんか今度、合併後、市でやっていくとすれば、ある意味で事務事業だとかというようなことも、合併後の新しい市がやっていくとすれば、道の多少の手間暇が省けたり、他の事業によっては道の職員の配置が、予算の削減なんかも伴ってくると思うのですよ。

ですから、そういうものに対して、合併する町村に対してどういうふうに道として権限の問題や予算の問題、制度的なものを配慮するかということが、どこかの場で、これ個別のところで行うというよりも、どこかの場で全体で議論して道の方にきちんと要請するも

のはすると。これはここだけの問題でないし、ほかの地域の問題もあるでしょうけれども、そういう扱いをどこかでしてほしいなというふうに感じました。特別答弁というよりも意見という形になります。

井上会長 はい、ご意見ありがとうございます。山鼻委員もご意見ありがとうございます。

他に発言がないようですと、この案件、冒頭申し上げましたように、非常に内容も多うございます。ご意見もたくさん出ております。今日はこれを決定ということにはしないで、次回以降また議論していただきたいというふうに思います。

今、岩谷委員からお話ありましたが、合併によって今まで制度がなかったものが函館市の制度によって新たに制度が生まれると、こういうものもありますが、逆に今まであったものがなくなるというものも当然あるわけございまして、これをすべて残した上にといいうことにはなかなか難しさがある。どの時点でどんな場面で調整をしてなくするか、残すかという問題に最後なるというふうに思いますから、次回以降そういうこともご認識をいただいて、再度ご議論をいただきたいというふうに思います。

それではよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、それでは、第1号議案はそういう扱いで。

それから、岩谷委員からお話があった国、道に対する要請、これもこの法定協の中で、この協議会の中でこういう項目は国、道に要請するというまとめもしてお諮りをいたしますから、お含みをいただきましたと思います。

それでは、続いて協議の第2号 保育事業の取扱いについてに移らせていただきます。

はい、事務局、説明を願います。

近江事務局長 それでは、協議第2号 保育事業の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

1．保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。

ただし、恵山町および榎法華村については、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。

2．保育時間および特別保育事業については、現行のとおりとする。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、一番上に保育料の具体的な内容につきまして、読み上げさせていただきます。

保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。

ただし、恵山町および榎法華村については、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一するというので、現在の5市町村のそれぞれの保育料の徴収基準、金額として月額でございますが、挙げてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

この5市町村の保育料の比較ということで、これは函館市の保育料との月額の違いでございまして、黒く網かけをしている部分が函館市に比べた場合に高くなるという、これだけ高くなるということで、先ほどの調整方針案の中では、この網かけの部分は恵山町、楡法華村、南茅部町の3町ですが、このうち恵山町、楡法華村につきましては、課税世帯の区分等につきましてもほぼすべての分野にわたっているということで、ここの3町と楡法華村につきましては、段階的に保育料を調整していきたいということで、ご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。

2番目の保育時間、特別保育事業の部分の具体的な内容ですが、こちらにつきましては、保育時間および特別保育事業については現行のとおりとするということで、一番目の保育の状況、保育時間、下側の方にございますが、函館市は延長保育等で多少時間が早い時間から遅い時間までになってございますが、現状こうすることで4町村、戸井町につきましては保育園がございませんので、ほかの3町村につきましては現状の保育時間、さらには保育の状況の現状ということで2番目に資料としてお出ししておりますが、障害児保育から乳幼児の健康支援サービス事業まで、それぞれ函館市はこのような施設で実施をしておりますし、4町村の部分で申しますと、南茅部町がこの障害児保育を実施をしております。

下の注意書きでございますが、恵山町、楡法華村では現在、障害児の保育は行ってございませんが、保育の需要がある場合には受け入れが可能であるということで、このような状況でございます。

以上、保育事業につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議願いたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

保育事業についてご質問、ご意見ございましたらどうぞ、ご発言をお願いいたします。

はい、斉藤委員。

斉藤(明)委員 保育料のことなのですが、恵山町と楡法華村は比較的、従来安かったということで、5カ年間で段階的に調整し統一することなのですが、函館市、この後将来的に5年間、できれば保育料の改定、国の基準など変わっても現行の保育料で維持していく方向なのかどうか。恵山町と楡法華村としては、なるべくそれを変えないでもらえれば、ここでまた改正することになりますと、さらにまた段階的にまた値上げをしていかなければならないというような状況になるかと思っておりますので、その辺、会長さんの方に強く要望したいと。5年間はひとつこの保育料で推移したいということで、お願いを申し上げたいと、こう思います。

井上会長 ということは、提案と違う扱いにしてほしいということですね。

斉藤(明)委員 いや、現状の市の保育料を、これから5カ年間は、なるべくだったら据

え置きで、そのままの状況でやっていただきたいと。そうすると、この表の大体とおりに5カ年間で調整するということになりましてけれども、また5年以内に市で値上げをするということになりますと相当恵山町と楸法華村が、また段階的に値上げの幅を大きくしていかなければならないというような問題が生じると思いますので、できますと、なるべく現在の函館市の保育料このままで5年間据え置きできないのかなというような要望です。

井上会長 はい、ご趣旨はわかりましたが、福祉部長、はい。

萬年福祉部長 確かに5年間で調整する中で、市全体での保育料が改定された場合、また再度調整するという必要があるかと思っておりますけれども、私ども今の時点で保育料の改定があるかどうか、国等からまだそういったものが示されておりませんが、やはり国からそういったものが示された場合は、それに従って市はその国の基準に沿って独自の料金体系といいますか、保育料体系をとっているわけですが、現体系に準じて国からそういった基準の改正があれば、やはりこれは改定していかなければならないのではないかと考えておまして、その際には5年間で、17年から5年間で調整分とあわせて新たな保育料の徴収基準ですか、そういったものとの整合性を図りながら調整していきたいと思っております。現時点で5年間函館市の保育料水準をそのまま、現状のまま据え置くということは、なかなか申し上げられない状況でございますので、それはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

井上会長 今の函館市の福祉部長ですから。すいません、紹介おくれましたが。

はい、どうぞ。齊藤委員。

齊藤(明)委員 大変だとは思っておりますけれども、地域の要望としては強くその辺を、特に恵山町の負担というのが従来、比較的安かったのですけれども、急激に上がるということになりますと、いろいろと異論も出てくる可能性もあるので、強く余りはっきり物言われるとなかなか大変なので、何とか善処したいとかなんとかそういうご答弁で強く要望したいと、こう思いますので、よろしくをお願いします。

井上会長 私からもちょっと申し上げておきますが、今これ変わらないという前提で、5年間で調整するということになっています。しかし、これから5年先まで、なかなか予測が難しい。大きく変化が出れば、当然また調整の必要が出る可能性もありますよね。

だけれども、今の基準の中でこういう調整をしたいというご提案ですので、ご要望の趣旨は十分受けとめながら、このご提案はそういった考え方の提案であるということをご理解いただきたいと思っております。

ちょっと私も大きいと思っておりますね、差が。だから5年で調整したいということですが、これは首長さん方ともよくご相談したのですけれども、やむを得ないかなというふうに現時点で判断しているということでございます。要望のご趣旨は十分承っておきたいと思っております。

はい、そのほか。はい。

樋口委員 南茅部町の樋口です。

井上会長 樋口委員ですね。はい、すみません。

樋口委員 新聞によりますと、函館市は保育園を民営委託をねらっているようです。今回はだめだったようですが、南茅部町の場合も民営委託ということは考えないのですが、4保育園あったのが今二つの保育園にし統廃合してまいりました。やはり少子化の流れの中で経営も大変な状況になっていると。

そういう意味におきまして、例えば函館市と合併した場合、当然函館市の考えとしては民営委託ということになっていると思うのです。そうなった場合、受け皿とした場合に、それが一番大きな問題ではないかと思うのですが、今後の話となると思いますが、どのような考えを持っているのか、函館市の民営委託についてでよろしいですが、お願いします。

井上会長 はい、いいですか。

はい、それでは事務局。はい。

萬年福祉部長 保育園の民営化にかかわってのお尋ねでございますが、私どもの函館市の保育園につきましては新聞等で御承知かと思いますが、民間における柔軟な保育の実施ということで民営化する。それから、行財政の面でも効果があるということで民営化を進めようと考えておりますけれども、南茅部町さんには二つの保育園があるということは前から承知しておりますけれども、これをどう、この取扱いといたしますか、民営化するのか、このまま維持するのか、それはなかなか地域の状況もあり、それから受け皿の問題といたしますか移管先法人の問題もあろうか、そういったこともあろうかと思いますが、基本的には私どもといたしましては、民営化することによって、より地域の保育ニーズに有効といたしますか、効果的に対応できるという部分。それから、民営化することによるコスト面での節減、そういったことを考えて、基本的にはやはり民営化をしていく必要があるものと考えておりますが、今後それぞれの地域の状況があるわけでございますから、今後こういったことについては合併後といたしますか、そういった時期をとらえて検討していくことになるものというふうに考えております。

以上です。

井上会長 はい、よろしいですか。

はい、それでは、他にご発言がないようですが、これも一部要望意見もございましたが、保育事業については、この原案のとおり決めさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 特にご意見がないようですので、ご要望を踏まえながら、これを決めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に協議第3号 病院事業の取扱いについて、お諮りいたします。

はい、事務局、説明を願います。

近江事務局長 協議第3号 病院事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げさせて

いただきます。

恵山町立国保病院、南茅部町国民健康保険病院、戸井町立歯科診療所および椴法華村立診療所は函館市に引き継ぐものとし、早期に経営形態の見直しを図るものとする。

次ページをお開き願いたいと思います。

具体的な内容につきましても先ほどの調整方針案と同じでございますので、省略をさせていただきます。病院、診療所の概要ということで表でお示しをしておりますが、函館市につきましては市立病院の部分でございます。

それから、恵山町、南茅部町につきましては国保病院ということで、この2施設につきましては設立月日はそれぞれ昭和36年と35年、それから診療科目につきましてもそれぞれ4科ということで、病床数も66と59でございます。

中盤から下の方にまいりまして職員数、合計で申しますと、恵山町につきましては59名、南茅部町につきましては47名でございます。

それから、1日の平均外来者の数でございますが、恵山町につきましては131人、南茅部町につきましては153人ということです。

それから、一番下の現在の施設でございますが、恵山町につきましては平成14年の12月に完成をしております。

また、南茅部町につきましては昭和50年の12月ということでございます。

そのほかに、戸井町におきましては公設民営で歯科診療所がございます。

また、椴法華村につきましては公設民営で19床、これは一般病棟と介護型ですが、の診療所がそれぞれございます。

以上で、病院の概要を説明いたしました。こちらにつきましても調整方針案でご提案を申し上げましたので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの病院についてご質問、ご意見ございましたら、ご発言お願いいたします。どなたかご発言ございませんか。

はい、斉藤委員。

斉藤(明)委員 この協議項目の後段の方なのですが、早期に経営形態の見直しを図るということは、もうちょっと具体的に、表現はこれでいいと思うのですが、中身についてご市長、村長さん方でいろいろと協議はされたと思うのですが、その辺の内容を、もしできたら、ここで公表できるものに限って、ちょっとその辺のところ答弁を願えればと、こう思います。

井上会長 それでは、私からお答えをいたしますが、今この法定協の中で具体的な決定をするまでには、なかなか至らない大変大きな問題であるということでございます。特にこの南茅部町と恵山町さんについては、函館市立病院の分院という形になるであろうというふうに思っております、その場合の経営の体制の問題、医師の確保の問題、職員の処

遇の問題等々、非常に難しい複雑な問題がございますから、これは引き続き協議をしていくと、5首長さんで協議をしていくということございまして、法定協の中ではこの扱いでいきたい、こういうことございます。

いずれにしても基本は、住民サービスの低下につながらないようにしていかなければならないという前提に立っての取り組みでございます。

よろしゅうございますか。

はい、斉藤委員。

斉藤(明)委員 そうしますと、法定協議会ではこれ以上の表現はできないと、こういう解釈でよろしいでしょうか。合併後において、ある程度そういうものを明確化していくと、こういう考え方でよろしいでしょうか。

井上会長 法定協ではこの段階での決定になるというふうにご理解いただきたいと思えます。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 ないようですから、病院事業の取扱いについては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に第4号 介護保険事業の取扱いについてをお諮りをいたします。

はい、事務局。

近江事務局長 協議第4号 介護保険事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げさせていただきます。

1. 介護保険事業は、函館市の制度に統一する。

ただし、第1号被保険者保険料については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から第3期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。

2. 第1号被保険者の普通徴収納期については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から函館市の制度に統一する。

3. 介護認定審査会については、合併時に函館市の制度に統一するとし、戸井町、恵山町、楡法華村で構成している渡島東部地域介護認定審査会は、合併の前日をもって解散し、南茅部町が加入している茅部地区介護認定審査会については、合併の前日に脱退するというので、ご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、一番目の介護保険事業の部分の具体的な内容でございますが、介護保険事業は函館市の制度に統一する。

ただし、第1号被保険者保険料については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から第3期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一をすること、介護保険料の年額の状況、第1段階から第5段階まで保険料率、第1号の被保険者数等を記載をしております。

それから2番目、第1号被保険者の普通徴収納期でございますが、具体的な内容といたしましては、第1号被保険者の普通徴収納期については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から函館市の制度に統一をすると、ご提案を申し上げます。

下の欄でございますが、函館市は納期を12期に分けてございますが、4町村におきましては9期ないし8期ということですが、こちらにつきましても18年度からは函館市の制度に納期も統一をしたいということでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

3番目の介護認定審査会でございますが、こちらにつきましては、介護認定審査会の状況ということで函館市、こちらにつきましては委員数が100名で20の合議体を形成してございます。

それから、戸井町、恵山町、椴法華村につきましては、渡島東部地域介護認定審査会ということで7名の委員で1合議体ということでございます。

それから、南茅部町につきましては、茅部地区介護認定審査会。こちらにつきましては、委員数は21の3合議体ということで、函館市は1合議体5人平均ですが、町村は7人ということになってございます。

それから、開催の回数でございますが、こちらにつきましては月2回ということで、同じでございます。

それから、委員報酬につきましては、函館市が1万2,000円。これは委員長、委員含めて同じですが、4町村につきましては、委員長と委員にそれぞれ差が出ているという状況でございます。

それから、認定の状況でございますが、件数は函館市が1万3,422件、それから3町村につきましては516件、南茅部町につきましては1,378件ということで、データを示してございます。

以上、介護保険事業につきましてご提案を申し上げますので、よろしくご審議願いたいと思います。

井上会長 はい、ただいまの説明に何かご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますが、これは納期とか、今の審査会の状況、これは余り問題ないと思うのですが、保険料ですね。これも多少ばらつきありますが、そう極端に不利益が出ないというふうにしておりまして、特によろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、第4号 介護保険事業の取扱いは、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

川越課長 それでは、ここで10分程度休憩をさせていただきたいと存じます。再開は3時40分ということで、よろしく願いいたします。

井上会長 はい、それでは暫時休憩を申し上げます。

〔暫時休憩〕

井上会長 会議を再開をいたします。

協議の第5号 商工観光関係事業の取扱いについてお諮りをいたします。

はい、事務局、説明を願います。

近江事務局長 それでは、協議第5号 商工観光関係事業の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

1. 商工関係事業は、函館市の制度に統一する。

ただし、商工会議所および商工会に対する補助金については、合併後、調整するものとする。

2. 労働関係事業は、函館市の制度に統一する。

ただし、季節労働者に対する各種援護制度については、5市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、調整するものとする。

3. 観光関係事業は、現行のとおりとし、5市町村の観光資源を有効活用した観光振興に努めるものとする。

4. 恵山町、椴法華村、南茅部町の出資企業に対する出資金については、函館市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとするとしてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、商工関係事業でございますが、具体的な内容につきましては同様でございますので、割愛をさせていただきます。商工関係事業でございます。一番区分の上、商店街振興組合等に対する補助金、それから起業家に対する補助金、新エネルギー関係補助金等につきましては、制度といたしましては函館市のみが現在、適用がでございます。

それから、中ほどになりますが、工場等の新設・増設に対する支援につきましては次ページでございますので、ここはちょっと飛ばさせていただきます。 (2) 商工会議所・商工会に対する補助金ということで、こちらにつきましては5市町村それぞれ補助金を交付をいたしてございます。

この交付の内容につきましては、函館市であれば函館市小規模事業経営近代化促進事業補助金という名目でございますし、戸井町におきましては、戸井町商工業事業補助金、それぞれ名目は違いますが、商工会議所、商工会に対して補助金が交付されてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

次ページにつきましては、企業誘致等にかかわる部分ですが、(1)の工場等の新設・増設に対する支援ということで、こちらにおきましては5市町村すべてでございますが、制度の内容の中では一部、固定資産評価額につきましては、函館市が1,500万円以上、4町村につきましては要件がなし、あるいは投資額につきましては逆に函館市が要件なし

で、5市町村につきましては、それぞれ金額を設定をしてございます。

また、雇用者数につきましても函館市の部分で申しますと、新設は5名以上、町村につきましては5名あるいは常時雇用、さらには10名、20名というふうにはばらつきがございます。

それから、支援措置でございますが、函館市で申しますと、固定資産税相当額を3年間助成。戸井町におきましては5年間、それから椴法華村も5年間ということで、ここも年数につきましては多少違いますが、こちらにつきましても函館市の制度に統一をするということでございます。

それから、2番目の工場等の用地取得に対する支援。こちらにつきましては函館市だけが現在、制度を有してございますので、合併後につきましては、すべてのエリアでこれが適用になるということでございます。

また(3)工場等の従業員雇用に対する支援。こちらにつきましても函館市が現在の制度を有してございまして、4町村につきましては、この制度がございません。こちらにつきましても函館市の制度に統一することによって、すべての町村で同じ制度の適用が受けられることとなります。

それから4番目、中小企業者等に対する支援、助成でございますが、こちらにつきましては、函館市は中小企業者等ということで、共同施設やアーケードの設置に対しまして支援措置がございます。同じく恵山町につきましても店舗および工場の新増設、改築等につきまして利子補給の制度がございます。

それから一番下、4番目の中小企業者に対する支援、これは融資でございますが、こちらにつきましては、融資の対象、制度すべての市町村で持っておりますが、例えば預託先につきましては、市と南茅部町につきましては直接金融機関ですが、3町村につきましては商工会から金融機関へ預託をしている、あるいは預託の期間、貸付期間につきましては1年のところと、戸井町は4年という違いがございます。

その後の融資の限度額あるいは融資利率、それから融資期間、利子補給等もろもろございますが、おおむね期間あるいは限度額の額、それから利率等も含めまして、函館市の制度がメニュー等も一番豊富でございまして、ほとんどの現在の町村の制度をカバーし、さらにそれにプラスの部分の要素が、函館市の制度としてあるということでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。2番目の労働関係事業でございます。

まず、1番目の労働関係事業(1)でございますが、こちらにつきましては、現在函館市と戸井町でそれぞれ制度がございますが、こちらにつきましては、函館市の制度に統一をするということでご提案を申し上げます。

それから(2)の季節労働者に対する各種援護制度でございます。こちらにつきましては5市町村それぞれ制度を持ち合わせてございますが、この中で戸井町が一番制度の種類とすれば多いということで、こちらにつきましては、それぞれの地域特性や経緯を踏まえる中で調整をするということで、現時点ではそれぞれの制度、現行で行っていくというこ

とでご提案を申し上げます。

それから、次ページをお開き願いたいと思います。3番目の観光関連事業でございます。

まず、区分の欄の各種イベント実施・支援ということで、5市町村それぞれ祭り、あるいはいろいろなイベント等ございますが、函館市から南茅部町まで記載のとおりでございます。

また、観光協会にかかわっての補助金につきましても函館市、それから恵山町、椴法華村につきまして、それぞれ補助金が出されてございます。

一番下の枠でございますが、函館市を除いた4町村の主な観光施設ということで、記載のとおりでございます。

そのほかに欄外として、4町村におきまして東渡島温泉地協議会ということで、これを設置をいたしまして、「とーと海鮮まつり」あるいは「モニターバスツアー」、「旅のしおり」等の作成をこれまで行ってきてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

最後ですが、出資企業ということで、こちらにつきましては函館市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとするということで、ご提案を申し上げます。

まず、恵山町でございますが、恵山クリーンエネルギー開発株式会社。設立が平成12年9月13日ということで、出資の総額は1,000万円ですが、そのうち町として510万円、51%の出資割合を有してございます。

それから、主な業務でございますが、下から3番目の枠ですが、風力発電による売電業務および関連業務ということでございます。

続きまして椴法華村につきましては、まず法人名として株式会社椴法華村振興公社ということで、こちら平成9年の4月1日に設立をいたしまして、出資金の総額は5,000万円。全額村で出資をしてございまして、出資割合は100%ということでございます。

主要事業といたしましては、宿泊施設の管理運営ということで、こちらにつきましてはホテル恵風の管理運営をしているところでございます。

それから、南茅部町につきましては、法人名は株式会社南かやべ健康村ということでございまして、出資金額につきましては5,000万円、そのうち町として2,600万円、52%の出資割合となっております。

主要業務といたしましては、宿泊施設等の管理運営、基本的にはホテルひろめ荘、そのほかに町民保養センターと河川公園を管理運営をいたしているところでございます。

以上、3町にわたる出資の企業の状況についてご説明をいたしました。商工関係事業の取扱いにつきましてご提案を申し上げましたので、よろしくご協議いただきたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま第5号 商工観光関係事業につきまして、ご意見、ご質問などありませんか。

藤原委員 恵山町の藤原でございます。現在の商工会の現況をお話をいたしまして、委

員の皆さんに理解を求めたいと思います。

現在、戸井町からの南茅部町まで4商工会がございまして、さまざまな経費の節減等を目的といたしまして、広域連携をするということで、現在までに4回研究会を開いております。また、12月5日の日には第5回目の検討会を、全職員を集めて開くということになっております。

現在、4商工会で2,420万円という補助金をいただいて運営しているわけですが、今後、函館市の制度に合わせて商工会の補助金については合併後、調整するということなものですから、相当な減額になるのではないかと、このように思われます。現在、4商工会で19名の職員がおります。この19名の職員の身分保障という問題があるわけですが、現在この東部4商工会では、合併を前提とした広域連携に向けて研究会を開いているというような状況でございます。

ただ、函館市には現在、亀田商工会と銭亀沢商工会と二つの商工会がございまして、今後この商工会とのどういうふうな商工会のあり方について持っていくのかということ、ちょっとお知らせをいただきたいと、以上でございます。

井上会長 はい、それでは、市の商工観光部長が来ておりますから、説明をいたさせます。

古川商工観光部長 商工観光部長の古川でございます。

商工会の合併につきましてご質問ありましたので、お答え申し上げます。

現在、市におきましては、市内の小規模事業者の経営基盤の充実を図るため、商工会議所及び商工会が行う小規模事業者の経営や技術の近代化促進のために、これらの事業に要する経費について補助金の交付要綱を設けて函館商工会議所、それから亀田、銭亀沢両商工会に補助金を支出しております。

ご指摘のとおり3町1村にもそれぞれ商工会がございしますが、交付規則等を設けているところや、それから設けていないところなどさまざまですが、それぞれの商工会で補助金を支出しております。

合併後は市の交付要綱に基づき補助金を支出するという形になりますが、ご指摘のとおり各商工会の状況等それぞれ違いますことから、各団体の意向等も踏まえるとともに、交付要綱等の内容につきましても検討を重ねながら、鋭意調整をしまいたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

井上会長 わかりますか。よろしいですか。はい。

それでは。

関根委員 南茅部町の関根です。

井上会長 関根委員。はい、関根委員どうぞ。

関根委員 やっぱり会長2人が出ているものですから、今、大変なのです。鋭意努力すると言ってくれますけれども、一番困っているのが身分の保障なのです、職員の。この身

分の保障さえできれば、非常にスリム化はできると思います。それに向けて我々、12月5日、今言いましたけれども、全職員と会長、局長入れまして、この問題をご討議といいますが、腹から出し合って物事をしかと言い含めたいと思っております。

そういう時代に入っていることは既にもう認識していますので、それを引き延ばすのではなくて、あと5年という時間、約5年という時間いただきましたので、5年以内には何とか、四つは合併になるのですけれども、あとの二つはどうしてくれるのだと。このことが一番これからの課題になっていくのかなと。我々四つは合併しようとして合併します。すると、あと亀田と銭亀沢が残りますよね。この場合は一商工会議所、一商工会でまとめようという考え方なのかどうか、その辺だけ聞きたいと思っております。

井上会長 これは私からお答えをさせていただきますが、藤原委員の方にもちょっと申し上げておきたいと思っておりますが、市の今の補助制度よりは4町村の方が高いのですよね。ですから随分と、我々からいえば多額の補助金が出ていると。今度、合併したときに、それを一遍に落とすということは大変な激変になりますから、これはやっぱり調整を要するというふうに思っております。

しかし、ある程度削減をされるということは、これは避けて通れないかな。これは道の補助金との関係もございしますが、そういった全体的な調整が必要だというふうに思っています。

それから、今のご質問ですが、これは新聞報道等で私、承知しているのですが、合併した場合、4商工会がとりあえず一本化するという方向だと私は受けとめをしておりますので、一段階その形をとって、次の段階には銭亀沢商工会そして亀田商工会、さらにはこれが函館商工会議所との合併という道筋が望ましいと私は考えておまして、経済会ともいろいろそういった部分でお話をしておりますから、とりあえず合併のときには四つが一本化されて、次のステップで一本化と、地域一本化という形が望ましいと思っておりますので、そういったことをちょっと意識をしていただきたいというふうに思っています。

それから、19名の職員の身分を保障ということですが、これはなかなか難しい問題ですが、よく首長さん方とご相談をして、どういった方策がとれるか、ご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

事務局、何か補足があったらどうぞ。いいですか。

他にご発言ございませんか。

中市委員。はい、どうぞ。

中市委員 榎法華村の中市です。

出資企業の扱いについてなのですが、このことについては部会であまり協議がなされていないという話を聞いております。そういうことで、この扱いについては再度もう少し部会の方で協議をしていただきたいなというふうに思っております。

井上会長 それでは部会、ちょっと協議不十分というご指摘だから、それを踏まえてお答えください。

はい、事務局。

近江事務局長 出資企業にかかわりましてのご指摘でございます。財産として引き継ぐという部分の総体的な議論はなされておりますけれども、個々のこの企業の部分についての具体的な議論というのは、確かにご指摘のとおり、まだ詳細までは詰めていないという部分もございますので、ここら辺、商工観光部会の方ともよく相談をしながら、さらに協議してちょっと詰めたいなというふうには考えてございますので、この先もう少し細部の部分に突っ込んだ形での部会としての議論を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

井上会長 中市委員、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

他にご発言ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 他にないようですが、今ご指摘の出資企業の関係は詳細部分、これは今後もまだ詰めさせていただきますが、総括的にはこれで引き継ぐと、函館市が引き継いで管理運営をしていくということですから、これをご理解いただきたいと思います。

それから、商工会の関係もお話ありましたが、トータルで特にご意見がないようですから、原案のとおり決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、第5号については原案のとおり、ただし詳細は早急に詰めていくという前提で、この原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、第6号 水道事業の取扱いについてをお諮りをいたします。

はい、事務局、説明を願います。

近江事務局長 それでは、協議第6号 水道事業の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

1. 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の簡易水道事業は、函館市に引き継ぐものとする。

2. 水道料金については、函館市の水道料金に統一する。ただし、一般家庭用以外の水道料金については、合併年度および平成17年度から5か年度は不均一とする。

3. 検針、料金徴収業務については、函館市の制度に統一するということでご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、一番上の水道事業の4町村の簡易水道につきましては市に引き継ぐということでございまして、この区分の中で会計区分が函館市と南茅部町は企業会計、戸井町、恵山町、椴法華村につきましては特別会計を今、実施してございますが、こちらにつきましては企業会計へ移行するというふうに考えてございます。

それから、2番目の水道料金でございますが、(2)の水道料金比較、月額・税込みということで(ア)の一般家庭用をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、函館市の水道量の使用量が非常に4町村に比べて安いということで、まず基本の部分ですが函館市に統一をすることで、ご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。

(イ)の水産加工業等の大口需要、それから(ウ)のその他の営業用のこの2点につきましては、17年度から5か年度間の不均一ということ、この(イ)と(ウ)につきましては、函館市と4町村の離れの部分を調整をしていくということでご提案を申し上げます。

それから、3番目の検針、料金徴収業務。こちらにつきましては、市の制度に統一をするということで、ご提案を申し上げます。

下の資料でございますが、検針業務。函館市は隔月ですが、4町村につきましては毎月の検針ということですが、こちらにつきましても市の制度に統一をすることでございます。

あと、徴収業務にかかわって徴収方法あるいは納付先等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、水道事業につきましてご提案を申し上げましたので、よろしくご審議いただきたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま協議の第6号 水道事業についてご説明をいたしました、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、岩谷委員。

岩谷委員 水道事業についてですが、4町村については簡易水道というふうに今伺っております、それぞれがまた設置をした年次も異なるのだと思いますし、そしてまた今後、現状のままでどこまでできるのかと。ある意味では更新だとか改修だとかということが伴うのではないのだろうか。建設計画の中でどういうふうにするのかというのは、これまたあると思うのですが、函館市が水道を、そしてあと簡易水道ということで、今、国交省の方でもいろいろなチェック項目というのが増えたり、より厳しくというようなこともありまして、個人的にいえば将来的にやっぱり可能な限り簡易水道でなくて、水道事業というか、いうことをやっぱり考えなければならないのではないかとこのふうには思うわけですね。

そこで、ちょっと実態がわからないものですから、この4町村の簡易水道を敷設した、設置した時期、合併後5年以内あるいは10年以内ぐらいに改修なり更新をしなければいけないというのであれば、またそのまま簡易水道でなくて水道事業として函館市から延長で持っていけるのか、あるいは山を越えなければならないですから別に水源を設けるのかと

というような、それぞれの4町村でも違って来るかもしれませんが、その辺のことをどうするのかということは、建設計画のことにもかかわるのかもしれませんが、今、水道事業という項目になったものですから、その辺どのように検討されてきたのかということ、ちょっとお知らせいただきたいと思うのですね。

井上会長 はい、それでは、今のご質問に事務局。はい。

近江事務局長 岩谷委員からのご質問でございます。

簡易水道にかかわりましては、基本的には現在の4町村の簡易水道を使っていくといたしますが、継続していくという前提の中で話が進んできております。

一方で建設計画の部分では、上水道それから簡易水道ともに整備、更新ということを項目としてうたわさせていただいております。

ただ、整備するに当たりまして、例えば期日あるいは金額等につきましては、きちっと精査した形での盛り込み方ではなくて、あくまでも簡易水道と上水道の整備、促進という、そういう建設計画でのあらわし方にとどまっております。

それから、上水道の引く部分につきましては、これまでの水道部会の議論の中では、やはり南茅部町は山岳地帯を越えるということで、考え方いたしますと戸井町、恵山町、椴法華村が一つのエリアとしての水道の対象地域。それから、南茅部町につきましてはやはり独自といたしますが、独立した形での水道事業の展開という形の中でいろいろ協議がなされてきてございますが、現時点では簡易水道を継続して使うという中で、そういう進め方で水道部会の中では議論がなされてきているという、そういう状況でございます。

以上でございます。

井上会長 いやいや、それはお答えになっていないよ。簡易水道の将来見通し、展望、そういったことをちょっと、簡易水道のだよ。それは建設年次だとか古さとか、そういうのはわかる。もしわからなかったら。

近江事務局長 4町村の簡易水道につきましては、エリアでそれぞれやはり建設年次かなり古いものもございまして、どちらかという新しい部分でも昭和61年とかそういう部分の工事なものですから、かなり耐用年数的には古くなってきているという現状であるのは間違いないと思います。

それに付随しまして、当然更新あるいは設備の何といたしますか、整備のし直しとなったときに、現在の簡易水道をそのまま継続していくのがいいのか、函館市からの上水道を敷設していくのがいいのかという部分は、今後また合併後の中ではいろいろ検討されていくという形ですが、なかなか建設計画の中できちとした形でまだお示しできるという状況にないものですので、簡易水道をずっと未来永劫行くという形の考え方ではしてございませんので、いつかの時点で水質あるいは基準等がクリアされないという状況が出てくれば、上水道に切りかえをしていかなければならないという、そういう要素も部会の中で私ども事務局も含めて検討している状況でございます。

以上でございます。

井上会長 はい、岩谷委員どうですか。

岩谷委員 これは建設計画の中で表現があることを承知で質問させていただいているのですが、建設計画の中で、もしこれを議論していくとすれば、もう少し具体性がないと私はまずいのではないかと。これは、例えば簡易水道で更新をしていくのか、あるいは上水道で配水を引いていくのかということによって、ある程度の試算を二通りでしようからすると。

そうすると、今の簡易水道の設置した状況から見て、いつくらいに更新をしなければいけない、簡易水道で更新はいつくらい。そのとき、いずれにしても簡易水道でいくのか、水道で本管引いていくのかということでしょうから、そうすると今の時点で、ある程度はアバウトかもしれませんが試算はできると思うのです。試算をして、その上でどの方法を選ぶかというのは、最終的には合併後にしても、試算をして、いずれにしてもそのコスト計算を簡易水道で更新をした場合と、そうでない場合というのを含めて、これは合併後の財政推計に数字として示されてこないと、建設計画と財政計画が合えば一致しないという問題になってしまいまして、では将来的に更新しなくてもいいというなら別ですけれども、更新しなければならないということがはっきりしているのであれば、ある程度の財政の数値の中に、やっぱり出てきているのだらうということと、今の水道料金の問題からいけば、むしろ大口の水産加工等が使用しているものは函館市は高く、一般住民の分は安いと。

その分は函館市に合わせてもらうということになっていますが、そうするとそのことと、これから水道事業、簡易水道を整備するかどうかにも、するということになると合併後10年以内なら10年以内、ある意味では料金は4町村は一たん下がりますけれども、これはまた上がるということが当然出てくるわけですから、それは下がるだけのバラ色の印象だけではまずいのではないかと。建設計画と財政推計と、この料金の問題について将来こういうことになりますよと、具体的な数値とか料金の問題は別にしても、きちんと示しておく必要があるのではないかと。

そうでなければ住民に期待感だけ与えて、また事業費がかかれば当然負担。これは、函館市民含めてどういうふう負担するかという問題になりますから、函館市民にとっても今4町村の抱えているこの簡易水道が一定の時期に更新しなければいけないと。そのためどの程度の事業費がかかるかと。それを財政の数値にあらわして、そのことが当然これは水道料金に全部かかわってくるわけで、そのことははっきり数字を示せないけれども、こういうことはあるということだけは、ある程度建設計画と財政推計も含めて市民や住民に、私は説明する、しておく責任があると。全部合併後だというわけにいかないのではないかと。思いでちょっとお話を、きちんとした方がかえって、むしろいいのではないかと。思っています。

井上会長 はい、これは事務局で時間かけて出るということでもいいの。

それでは、事務局。はい、お答えください。

近江事務局長 岩谷委員からのご指摘の部分。事務局である程度、計画の中で押さえて

いる部分もございますが、なかなか試算となると水道局の方に直接やはりコスト計算等も含めてしていただかなければならないという、そういう状況もございますので、私どもご指摘の趣旨踏まえながら、内部資料の作成に努めさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

井上会長 いやいや、それではちょっとまずいわ。これ法定協で、この料金体系も含めて決定、今日決めるかどうかは別にしても決めなければならない。そのときに将来の財政負担が隠れてしまっただけでは、合併のときに議会として市民に説明が不十分になるというご指摘だから、だからそれぞれ4町村の簡易水道の改修の時期がいつころ来て、アバウトでもどのぐらいかかるというのを試算をして、それを見てやらなければ今、単に料金だけ下げても後年次負担が膨大に出たときに議論が出るよと、こういうご指摘だから。だから今のお答えではちょっとまずいのではないの。そういうものを、だから出せるかどうか。

これは皆さん御承知と思いますが、今日出ている中では一番大きいのですよね、料金が。水道料金ももう函館市安いですから、だからがんと安くなると。しかし、今の簡易水道の状況で合併しようと。その後どうなるかは、はっきりしていないのですよね。だから、岩谷委員はその後のことも踏まえて、この料金も決めていくべきでないか、こういうご指摘ですから、だから。

はい、事務局。

近江事務局長 はい、再度お答えをさせていただきます。

4町村の簡易水道等の整備の状況を調べながら、更新するとすればそれぞれの町村でどれくらいのコストがかかるのか。それから、それに伴いまして函館市の上水道を敷設していくということであれば、当然その部分の延長等も含めてのコストが出てくると思いますので、こちら辺は水道部会と協議をしながら、ある程度数字まとまった時点でお示しをさせていただきますというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

井上会長 岩谷委員、よろしいですか。出るという。出るのだけれども、その選択を、どちらを選択するかという問題も残るでしょう。選択肢が。

岩谷委員 私はきちんとした数値で下がるものは下がる、かかるものはこれだけかかるということをはっきり示して、財政負担を伴いますけれども、後から合併してから1回下げたの、また上がるぞとか、あるいは函館市民にとってはこんなに合併のときには、それだけ事業費もかかると言っていないということではまずいから、もう明らかにかかるものについては、しかもできれば整備するのであれば簡易でなくて上水道できちんと整備した方がいい。そのためにかかる費用はこれだけかかりますということをきちんと住民に説明をして、一たん料金は4町村の住民というのは下がりますけれども、一たん下がるけれども、当然それは整備すれば事業費かかりますから、これは4町村だけでなく函館市民も含めて上がりますということをお互いが相互理解の上で、乗り越えて合併をしていくということ、そういう説明責任というのか、合併した後いろいろそうでなかったとか、こんなかかり過ぎるとかという不信感を生まないために、それきちんとされた方がいいと。

やっぱり私はそういう意味で、かかるものはかかるので、きちんとそれを明示をして、そして理解を求める努力をむしろした方がいいのではないかと。そのためには、ある程度の試算を、今されるということですから、ぜひそういうことにさせていただきたい。これは本当は、料金というよりも建設計画をどうするかということと財政推計の問題にかかわると思いますから、私は何もこの料金を1回下げることについてまずいということを行っているのでは全くありませんので。

井上会長 いや、まずいという受けとめはしていないと思いますので、今のやりとりをお聞きでございますとおり、今料金はがんと安くなると。しかし将来、簡易水道のままでいいのかどうか。それを変えたとしたら多額の費用がかかると。そういうことをきちんとある程度方向づけしたらというご意見でございます。これは5首長での協議では、とりあえず料金は函館市に合わせて下げると。しかし、簡易水道の将来展望にはなかなか立てない。だから、今の状況で合併しようと、こういうことで臨んだわけですが、今のご指摘ごもっともですから、再度これは首長でも協議をする、それから部会でも再度検討するというにさせていただきますので、今日はほかにまだご意見いただきますが、今日は決定しないで継続案件というふうにさせていただきますと思いますが、そういう方向でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 まだご意見ございましたらどうぞ。

はい、それでは斉藤賢三委員。はい、どうぞ。

斉藤（賢）委員 私たちのまちは御承知のとおり簡易水道の方を適用しているわけですね。上水道に切りかえた場合には送水管とか、それから送水量、供給ですね。供給の送水量、そういうものが大体どうですか、認識の中で確保されているのでしょうか。これは、私たちは非常に函館市以上の名水を持っている、恵山町にそういういい水を持っているのですよ。現在の簡易水道の適用を受けて我々、給水を受けているのですが、十分納得しております。

それから、大体今までは、かなりのそういう改修工事も行っておりまして、早急にそういう手入れをしなければならないということも無いと思いますが、前段に申し上げましたように、上水道のそういう管を要するに送水をするということになると、かなりの工事費が予想されるわけですね。しかも函館市の今のどうですか、水の供給する場所から南茅部町を除いたこの沿線の町村に、それだけの供給し得る水量があるのか、ないのかということをお私、今ちょっと疑問に思っているのですが。

あえて言わせてもらいますと、現状の簡易水道のそのままの状態、立派に我々が給水を受けて生活が成り立っているわけですから、先ほどから今の函館市の水道料金が安い。もし改修後に相当上回るのではないかと、高くつのではないかとこの心配の前に、上水道のそういうことによって送水管、いろいろな工事費というものを今後の部会の中で検討されて、ひとつこういうことでもって議題に供してもらえば大変ありがたいと思います

が、それを参考にさせていただきたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですから、ただいまの斉藤委員のご意見も踏まえ、前段の岩谷委員のご意見も踏まえ、次回以降のこの協議会でまたお諮りをしたいというふうに思います。とりあえず今日はご提案、説明をしたというふうに受けとめていただきたいと思います。

まだありますか、斉藤委員。

斉藤（賢）委員 この原案によりますと、先ほど事務局の方から函館市は上水道、それから他の町村は簡易水道をやっているわけなのですが、この現状の中の推移によって、そのようなことを考えたいということ説明あったのですが、我々はそういうことによって今、理解をしたのですが、これを上水道の方のそれに基づいて切りかえるか、簡易水道の方の適用を受けて、ずっと将来とも行くか、どういうことを、この中の提案の中では、ただ函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町がこのようにして函館市に引き継ぐということばかり出ていますが、これは先ほど事務局の方で説明であったとおり、簡易水道というものでこの4町村は進むということで理解してもよろしいのですか。それだけ確認しておきたいと思います。

井上会長 提案はおっしゃるとおりです。岩谷委員は将来的にそれだけでは不十分ではないか、こういう提案ですから、そういうものの検討を深めて、次回以降ご提示したいと、こういうことです。

一般的に水量は、おっしゃる地域には供給は可能であるということにはなっています。

ただし、恵山町さんまでくらは水道管持っていくことは可能だろうけれども、その先以降まで水道管を敷設するということ大変なお金がかかるだろうなというのはあるのですが、今日ご指摘ありましたから再度その概要を詰めるということにして、次回以降皆さんにお諮りするようにしたいというふうに考えています。

他にご発言ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですから、第6号の水道事業については、なお今後協議をするということで継続させていただきたいと思います。

それでは、今日の最後でございますが、協議の第7号 教育・文化・スポーツ事業の取扱いについてをお諮りいたします。

はい、事務局から説明をお願いいたします。

近江事務局長 それでは、協議第7号 教育・文化・スポーツ事業の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

1．学校および社会教育施設等の管理運営については、現行のとおりとする。

2. 学校教育関連事業の取扱い

- (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
- (2) 恵山高等学校の授業料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。
- (3) 戸井幼稚園の保育料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年度で段階的に調整し函館市の制度に統一する。
- (4) 遠距離通学支援事業は、現行のとおりとする。
- (5) 修学旅行は、函館市の制度に統一する。
ただし、戸井町については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度から函館市の制度に統一する。
- (6) 給食費および給食回数については、それぞれの地域の実情を考慮し、5年間を目途に統一する。

3. 生涯学習関連事業は、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編等の調整を行い、生涯学習の推進や文化・スポーツの振興に努めるものとする。

4. 戸井町、恵山町、南茅部町の指定文化財は、函館市に引き継ぐものとするということで、ご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず1番目、学校および社会教育施設等の管理運営ということで、現在の5市町村の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、それに社会教育施設、スポーツ施設等の施設数をまとめてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

2番目の学校教育関連事業の中で小・中学校の通学区域。こちらにつきましても先ほどの調整方針案のとおり、現行のとおりとするということで、小学校につきましても、恵山町の欄をごらんいただきたいと思います。

4校ございますが、こちらにつきましても、括弧書きで平成16年4月1日から、えさん小学校ということで4校を1小学校に統合する予定になってございます。

それから(2)番目、恵山高等学校の授業料等でございますが、こちらにつきましても先ほどの調整方針案のとおり、17年度から函館市の制度に統一をするということで、ご提案を申し上げます。

授業料の内容でございますが、一番下の月額につきましても、函館市が9,300円、恵山町は9,000円ということで300円の差がございまして、これは17年度から合わせていこうということでございます。

それから(3)の戸井幼稚園の保育料等につきましても、こちらにつきましても17年度から5か年度で段階的に調整し、市の制度に統一をしたいということで、ご提案を申し上げます。

一番下の表でございますが、まず区分として入園料。こちらにつきましても、市との比

較で7,700円。それから保育料、これは月額ですが、900円とそれぞれ差が出てございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

(4)番目は遠距離通学支援事業ということで、こちらにつきましては、これまでの学校統合の経緯等を考慮し、現行のとおりとするということで、まず区分の中で小学校につきましては、椴法華村につきましては通学バスの運行ございませんが、函館市を含めて戸井町、恵山町、南茅部町につきましては、それぞれ通学バスを運行をいたしております。そのほかに函館バスのバス定期券を交付補助をしているという状況でございます。

同じく中学校につきましては、南茅部町のみがバス定期券相当額を補助してございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

(5)の修学旅行でございますが、戸井町につきましては、この網かけをしてございますが、中学校の就学旅行につきましては、平成18年度までは現行のとおりとし、平成19年度から函館市の制度に統一をするということで、戸井町のこの中学校の網かけの部分、これにつきましては平成18年度まで、これまでの制度で実施をしたいということでご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。(6)の学校給食事業でございます。

こちらにつきましては、まず戸井町、恵山町、南茅部町の学校給食センターは、当分の間、現行のとおりとする。給食費および給食回数については、それぞれの地域の実情を考慮し、5年間を目途に統一をするということでございます。

施設につきましては、函館市から南茅部町まで、それぞれ学校給食センター。椴法華村につきましては、恵山町の施設に委託をしている状況でございます。

それから、給食費、給食回数、調理食数等、それぞれ5市町村によって若干数字の違いが出てございますが、こちらにつきましては5年間をめどに統一をするということでご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。3番目の生涯学習関連事業でございます。こちらにつきましては具体的な内容を読ませていただきます。

生涯学習関連事業は、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、5年間を目途に統合・再編等の調整を行い、生涯学習の推進や文化・スポーツの振興に努めるものとするとしてございます。

大きな区分でいきますと6区分、生涯学習関連事業から博物館事業まで、それぞれ5市町村で現在実施をしている事業は、記載のとおりでございます。かなりの事業がございまして、それぞれ地域で行われている事業でございます。内容によりましては類似の事業、名称は多少違いますが、類似の事業等もございまして、あわせてこちら辺も5か年の中で統合・再編をしていきたいというふうにご提案を申し上げます。

次ページお開き願いたいと思います。

4番目の指定文化財の関係でございますが、こちらにつきましては函館市に引き継ぐも

のとするということで、ご提案を申し上げます。それぞれ国指定あるいは道指定、市町村指定ということで、文化財等の数、記載してございます。

戸井町につきましては1、恵山町は10、榎法華村につきましてはございませんが、南茅部町は31ということでございまして、これらにつきましても函館市に引き継ぐものとするということで、ご提案を申し上げます。

以上、教育・文化・スポーツ事業の取扱いについてご提案を申し上げましたので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま第7号の教育・文化・スポーツ事業、お諮りをいたしました。ご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。ちょっとここ、項目も多いのですけれども、特にないようですが、ご質問もないようですが、第7号、このとおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

齊藤賢三委員。

齊藤（賢）委員 現在の恵山町は、学校に関しては小学校1、中学校1という基本的な理念に立って、要するに統合問題、いろいろと検討されてきたわけです。明年、小学校はこの表にありますとおり、ようやく実現しました。それから、中学校に関しては2校を1校にするわけでございますけれども、できれば明年の3月ないし5月ころまでに、そういうふうにして1校にするという案が強力に浮上しております。

したがって、その統合後の期日の動きは平成17年の4月1日になるだろうというふうには、私は推測しております。その場合、建設計画なりそういうものによって明示される方法をとるのかどうか、私はわかりませんけれども、例えばそのようにして旧町村から引き継ぎの事項の中で、そり案がはっきり確定したものが出された場合は、新しい市の方でもって4月1日にそのように一つの学校として誕生させてもらえるのかどうか、これをひとつ聞いてみたいと思っております。

井上会長 はい、では事務局。17年の4月1日に統合スタートと、こういうことだ。だから、建設計画上なりの扱いはどうなるかと、こういうお尋ねですから。

近江事務局長 恵山町の中学校の2校の部分の統廃合にかかわっての建設計画のかかわりでございますが、現時点で建設計画、相当程度煮詰まってきたございまして、この期日の関係からいきますと、この恵山町の中学校の統廃合の部分というのは、今、期日といたしますが、建設計画の中の項目としては特に載ってございません。

ということで、期日が17年の4月1日ということでのお話でございますが、現時点ではまだ2校存在しているということで、こちらの方の資料も2校あえて出させていただいておりますが、そういう流れにあるということは私ども事務局としても承知をしておりますが、建設計画の中できちっとこの統合の部分の載せるという形のそういう説明は、今のところしてございません。

以上でございます。

齊藤（賢）委員 そうしますと、私たちが希望している平成17年の4月1日というものが実現されないという可能性が高いということですか。これは相当、我々この地域の中でも大きな問題でございますので、この辺改めてどうでしょうか。もう一回確認したい。

井上会長 統合はできないということは、それは全然別、できるのです。やっていただくの。

ただ、建設計画はどうするかということですから、工藤町長さんおりますから、ちょっとお話をいただきます。

工藤町長 少しちょっと、とらえ方の認識の違いがあるようなのですけれども、平成16年の12月1日をめぐり、合併を進めておりますけれども、学校統合、中学校の統合については今、進めております。方針はまだ未確定でございますが、1校にするということは、これは従前からそういう方向で進めておりまして、16年度中にはそのめどをつけたいということですので、その責任は恵山町の中でやっていくということでございますので、そのようにご理解していただきたいと思います。

ですから、来年の16年度の予算等の中で整理をして、そしてそれを引き継いでいくということですから、ご心配になるようなことは、今のスケジュール的にはないというふうにしてご理解していただきたいと思います。

ですから、そういう意味で建設計画の中ではっきりしたものは載せていないということなので、ご理解していただきたいというふうに思います。

齊藤（賢）委員 わかりました。

井上会長 はい、齊藤明男委員。はい。

齊藤（明）委員 すいません、どうも。今、一応17年の4月1日の中学校統合された場合ということなのですから、当然、市町村合併が進んだ後ということなのですから、16年中、例えば来年の春先、その辺で議会なり行政が意思決定された場合、それを市がそのまま継続とあって、その後も執行してもらえるかと、そういうような質問だと思っておりますけれども、17年の4月にやるというのをでなくて、それは決まっておりますけれども、16年度中の合併前にそれが意思決定された場合、それを合併後もそのまま引き継いで、建設計画なりそういうものに反映してもらえるかどうかというような質問だと思っております。

井上会長 それはもう反映でなくて、当然の事項ですから。当然事項です。統合して引き継ぐということになります。

齊藤（明）委員 だから、その辺を今、聞いているわけなのですからね。

井上会長 ですから、それはそのとおりになります。

ただし、建設計画に乗るかどうかは別ですと、こうおっしゃっている。だから二つの、こういうことですよ。二つの中学校がある。それを一つにする。校舎を新しく建てるのだという場合は、建設計画に乗ってくるのです。どちらかを活用する、私詳しくは聞いてい

ませんが、どちらかを活用するのであれば、建設計画には乗らない。しかし、統合は実施をしていく、こういうことです。

それは、両斉藤委員よろしいですね。はい。

斉藤（明）委員 その校舎を新しく建てるとかなんとか、そういう問題は発生しないと思うのですけれども、いろいろなそういう何というのですか、例えばバスの運行だとか、そういう問題なんかも若干出る可能性も、端から端というような状況なので、そういう問題も出た場合、若干財政的なそういう負担というものを視野に入れて検討をしてもらわなければならないような状況もあると思うのですよね。

ですからその辺も、合併前にその辺の意思決定された場合、17年の4月であってもその辺のところ市の方で、ある程度理解をしてもらえるかどうかという、その辺の質問だったのです。

井上会長 だから、それは工藤町長さんがきちんとやって引き継いでくるのでしょうか、やってもらえる、もらえないとかという話にはならないと思ってください、それは。

よろしいですか。斉藤委員、そういうことで。

はい、それでは、二木委員どうぞ。

二木委員 今と関連あるのですが、今の遠距離通学の支援事業ということで、このペーパーにあり、今説明を受けたところでございます。小学校につきましては、この恵山町につきましては16年の4月からということですから、これは当然、支援事業は受けられると、こういう認識をしております。

ただ、今、中学校の関係で出ましたが、その下には制度なしと、こういうことで書かれています。そうなりますと、17年の4月をめどにということですが、当然その前に地域に下がりながら説明し、理解を求めなければならないと、こういうことが当然出てまいります。

そうなりますと、当然のごとく今の2校が1校になると、どちらになるにせよ、相当距離があるということになりますので、ここには制度なしということなのですが、その時点で当然話の中では通学には不便をかけないようにと、こういう話も当然ながら出ると思うのですが、この時点では制度なしですから、それはそのような、このとらえ方でなくて、弾力的な考え方で受けとめてよろしいのでしょうか。

井上会長 はい、それではちょっと町長さんの方いいかい。では。

工藤町長 ちょっと認識、統一してほしいのですけれども、これは17年4月1日以降の合併の問題については別にして、これ現行の問題を話しているのでもございますので、ですから中学校問題が合併に至るまでに整理がついた段階については、通学バスの問題も含めて、これは恵山町内での今までの議論がありますから、それで決定されたものについては引き継いでもらうということでございますので、今この場で、そのご心配はしないでいただきたいというふうに思います。これは後で、恵山町としてきちんと対応してまいりたいと思いますので、ご理解ください。

井上会長 はい、二木委員、よろしいですか。

では、斉藤明男委員もよろしいですね。

では、他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですから、第7号についても今日決定ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議の第7号は、原案のとおり決定をさせていただきます。

次は、前回までの協議会で継続協議ということになっております町字名の取扱い、慣行の取扱い。これは市町村の花、木、鳥、魚あるいは消防の出初め式、成人式といった問題、それから国民健康保険事業の取扱い、5市町村の建設計画、これらが継続協議になっております。この扱いについて、事務局から説明をさせます。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議の第8号から11号まで、ご説明を申し上げたいと思います。

前回2回目の法定協議会におきまして、町字名の取扱いにつきましては、3案をご提案をさせていただき、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。こちらにつきましては、5市町村長で協議した上で一つの案としてご提案をすることということで前回、確認されてございますが、この件につきましては、地域にとりましても大きな問題、課題でもございます。それぞれの地域の声などを踏まえながら5市町村で十分協議するため、なお時間が必要ということで、この件につきましては協議が整い次第、改めてまたご提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、慣行の取扱いでございます。これにつきましては、前回の協議会におきまして、市町村の鳥につきましては新たにカモメを検討してはどうかというご意見、それから消防出初め式、成人式については、これまでの地域の実施の実態についてのご意見等がございました。これらにつきましても現在、市の鳥の制定までの経緯や、一方では消防出初め式あるいは成人式の5市町村の状況も踏まえつつ、また別な考え方とすれば、一つの自治体となったときの実施のあり方等もございまして、こちらにつきましても現在5市町村で協議を進めてございますので、改めて協議が整った時点でご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、国民健康保険事業の取扱いについてでございますが、こちらにつきましても前回ご提案をさせていただきました。南茅部町より住民説明会等があるので、それを終えた時点でこの取扱いについて決定をしていただきたいということのお話もございました。南茅部町につきましては11月30日まで住民説明会を実施していくということでございますので、これらが終了した時点で改めて、この国民健康保険事業の取扱いについて確認をさ

せていただきたいというふうに考えてございます。

終わりですが、5市町村建設計画についてでございます。現在この建設計画の内容に基づきまして北海道との協議を事務的に進めさせていただいてございます。本日を含めまして、次回以降の会議におきましてもこの建設計画にかかわりましては、委員の皆様からご意見をいただきたいというふうに考えてございます。

さらに住民の皆さんの声も踏まえながら、5市町村で十分協議をしながら道との協議、こちらも継続して進めていくこととなりますので、前回お示しをしました内容、これにつきましては、その構成あるいは表現等の修正等がございましたら、委員の皆様からこの建設計画にかかわってのご意見は、いただきたいというふうに考えてございます。

以上、2回目で提示をいたしました協議項目の継続になった部分の状況を、ご説明をいたしました。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明のあったとおり、継続案件については、なお調整をして改めてお諮りをするというところでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

それから、建設計画についても道との詰め、事務的な詰めも進めながら、最終的にまとめていくということでございます。まだ時間がございますから、これについては各委員それぞれ留意をして、ご意見等をいただきたいと思えます。

今日の協議事項は以上でございます。その他、事務局何かありますか。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、事務局からご報告をいたします。

本日の協議会の資料の中で第2回の協議会日より、これは先般行われました2回目の法定協議会の協議内容につきまして、資料として配付をさせていただいております。

それから、2回目の会議録の概要版、こちらも含わせてお手元に配付をさせていただいておりますので、ご参考にしていただければと思います。

それから、次回の会議日程でございますが、次回12月になります、12月26日金曜日。12月26日、湯の川の花びしホテルで14時から会議を予定してございます。

なお、改めてご案内申し上げますが、会議の終了後、懇親会を予定してございますので、そちらの方もあわせてご案内をさせていただきたいというふうに考えております。12月は26日開催ということで、皆様ご認識いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明のとおりでございます。次回の会議、年末迫った時期ですが、よろしくお願いを申し上げます。

本日の日程は以上でございますが、何か特にご発言、ご意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思えます。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますので、本日の会議は以上をもちまして終了させていただきます。

第3回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会を終了をいたします。
長時間大変ありがとうございました。

午後4時53分 閉会

以上、第3回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会長 井上博司

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

委員 斉藤明男